

## 13. 琵琶湖の総合的な保全

琵琶湖及び周辺地域は近畿圏及び中部圏の保全区域として、また約400万年の歴史を持つ世界有数の古代湖として豊かな生態系を有し、さらには京阪神等の約1,450万人の生活、都市活動、生産活動等を支える水資源、及び固有種等の生物の生息空間等として重要な位置づけにある。

琵琶湖総合開発事業は、琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）に拠る琵琶湖総合開発計画に基づき、昭和47年度から平成8年度までの25年間にわたり実施され、平成8年度末をもって終結し、近畿圏の均衡ある発展に寄与したところである。

琵琶湖の水質については、北湖の全リン等一部の指標を除いて環境基準値（人の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で維持することが望ましい基準値）は達成されていないが、CODを除いて近年減少傾向にあり、環境基準値に近づきつつある。しかし、CODについては、昭和60年代以降漸増傾向にあるなど依然厳しい状況にあり、また、固有種の生息域の減少なども懸念されている。このため、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等の幅広い観点から琵琶湖の総合的な保全を進めて行くことが必要である。

### 13-1 琵琶湖の総合的な保全

「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」は、「健全な琵琶湖の次世代への継承」を基本理念とし、平成11年3月に関係省庁（現厚生労働省、農林水産省、林野庁、現国土交通省、現環境省）が琵琶湖の総合保全のための事業、および連携の取り組みの推進に関して共同でとりまとめたものである。平成11年度から平成22年度を第1期計画期間、平成23年度から平成32年度を第2期計画期間とし、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等に関し、持続的改善に基づく柔軟な対応により、段階的に目標・施策の達成を目指すこととしている。平成22年度に、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省、環境省、および滋賀県の連携・協力のもと、第1期計画期間の点検結果を踏まえた、第2期計画期間の目標や取り組みの見直しを行った。

#### 【推進体制】

##### （1）琵琶湖総合保全連絡調整会議

琵琶湖の総合的な保全について情報交換を行うとともに、取り組みの推進、成果や施策に関する連絡調整や意見の交換を行い、広域的かつ中立的な立場で地域や琵琶湖・淀川流域の組織と連携しつつ計画の円滑な推進を図る。

##### （構成機関）

国土交通省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省

##### （2）琵琶湖総合保全推進協議会

琵琶湖の総合的な保全について情報交換を行うとともに、水源の保全に向けた主体的な参加を促し、下流域も含めた一体的な取り組みを推進する。

##### （構成機関）

近畿地方整備局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿地方環境事務所、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、大阪市、神戸市、京都市

## 《参考》琵琶湖の総合的な保全のための計画調査成果の概要

### 1. 計画期間

区 分	期 間	対策の方向
第1期	平成11～22年度（2010年度）	既存の取り組みに新たな知見を反映させた対策
第2期	平成23～32年度（2020年度）	予見的な取り組みの比重を高めた対策

### 2. 計画区域

琵琶湖から瀬田川洗堰までの流域分を除いた琵琶湖集水域を対象とする。

### 3. 第2期の目標

分 野	目 標 と 主 な 施 策 構 成
水 質 保 全	<b>【分野目標】</b> 健全な生態系を維持し、安心して飲め、安全なレクリエーション利用が可能な水質環境を目指す
	<b>【具体目標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準値程度の湖内水質状況（全窒素、全リン）</li> <li>・CODは、難分解性有機物による影響等に関する調査研究を継続し、現状からの改善</li> <li>・アオコは、発生要因に関する調査研究を継続し発生がなくなる</li> <li>・水草の適正な管理方法の確立</li> <li>・水質汚濁メカニズムの解明に加え、水利用やレクリエーション利用の安全性の確保等に関する調査を進めるとともに、水質保全分野に係る新たな環境基準等の検討の動向を注視しながら、関連指標の検討・導入</li> <li>・分野目標である水質環境の水準について、地域住民、利用者にとって分かりやすく、かつ多様な視点で評価できるような手法の検討・導入</li> </ul>
水 源 かん 養	<b>【分野目標】</b> 浸透貯留域の面的確保・機能向上と人為の水循環の改善を目指す
	<b>【具体目標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切に管理された多様な森林(水源かん養保安林、針広混交林、複層林等)の増加</li> <li>・農地や市街地における浸透貯留域の保全</li> <li>・適正な水利用(節水型、再利用型水利用)の推進</li> </ul>
自 然 的 環 境 景 観 保 全	<b>【分野目標】</b> 湖辺域の機能向上と在来生物の生息状況の回復を目指す
	<b>【具体目標】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;生物&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・在来生物の増加（重点エリアにおけるコイ科魚類等の在来生物の種数、個体数、分布域の増加）</li> <li>・外来生物の減少（重点エリアにおける外来生物の種数、個体数の減少）</li> </ul> </li> <li>&lt;生息空間（ビオトープ）&gt;               <ul style="list-style-type: none"> <li>・産卵また生息場としてコイ科魚類等の在来生物の増加に繋がる湖辺域の機能の向上</li> </ul> </li> </ul> ⇒ヨシ帯、砂浜、河畔林等の水陸移行帯の面積の増加 ⇒在来生物が産卵し湖と行き来できる水田面積の増加 ⇒魚類等の在来生物が移動可能な河川数・河川延長の増加

## 13-2 琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）

「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずる事により、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とするものであり（法第1条）、平成27年9月28日公布・施行された。

平成28年4月21日には総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣が法第2条に基づき基本方針を決定し、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すこととしている。

また基本方針の決定を受け、平成29年3月30日には滋賀県が法第3条に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）を策定した。

### 【推進体制】

琵琶湖保全再生推進協議会（平成28年11月15日発足）

法第8条第1項の規定により、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行う。

（構成委員）

主務省：総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

関係行政機関：財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

関係府県及び関係指定都市：滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長

### 「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の概要

